

新型コロナウイルス感染症発生時等における基本的な対応方針

こども

No.	感染の状況	対応	保育料日割返還対象
1	感染の疑い 未受診・PCR検査不要	当該こどもに症状が改善するまで欠席依頼 →PCR検査を受けることになった場合”2”へ	なし
2	感染の疑い 受診・PCR検査実施決定	当該こどもに検査結果が出るまで登園停止 →結果が陽性の場合”4”へ	PCR検査を受けることが決まった日（医師または保健所から指示された場合のみ）から検査結果が出た日まで
3	濃厚接触者	・当該こどもは検査結果が出るまで登園停止 →結果が陽性の場合”4”へ →検査結果が陰性の場合、登園停止期間を保健所の許可が出るまで延長 ・教育保育施設は登園自粛要請	濃厚接触者として特定された日から保健所の許可が出た日まで
4	感染	・当該こどもは、保健所の許可が出るまで登園停止 ・教育保育施設は保健所の濃厚接触者特定が終了するまで（施設内の消毒が必要と判断された場合は消毒が終了するまで）臨時休園	【全こども】臨時休園期間 【当該こども】感染が判明した日（前段の日数も含む）から保健所の許可が出た日まで

こどもの同居者

No.	感染の状況	対応	保育料日割返還対象
5	感染の疑い 未受診・PCR検査不要	当該家庭での保育を協力依頼。当該同居者の送迎停止 →PCR検査を受けることになった場合”6”へ	なし
6	感染の疑い 受診・PCR検査実施決定	当該こどもに同居者の検査結果が出るまで登園自粛要請 →結果が陽性の場合”8”へ	PCR検査を受けることが決まった日（医師または保健所から指示された場合のみ）から検査結果が出た日まで
7	濃厚接触者	・当該こどもは検査結果が出るまで登園自粛要請 →結果が陽性の場合”8”へ →検査結果が陰性の場合、登園可	濃厚接触者として特定された日から保健所の許可が出た日まで
8	感染	同居者が感染した場合、当該こどもは濃厚接触者となるので、”3”へ	感染が判明した日（前段の日数も含む）から保健所の許可が出た日まで

保育士等

No.	感染の状況	対応
9	感染の疑い 未受診・PCR検査不要	当該職員は症状が改善するまで欠席 →PCR検査を受けることになった場合”10”へ
10	感染の疑い 受診・PCR検査実施決定	当該職員は検査結果が出るまで出勤停止 →結果が陽性の場合”12”へ
11	濃厚接触者	・当該職員は検査結果が出るまで出勤停止 →結果が陽性の場合”12”へ →検査結果が陰性の場合、出勤停止期間を保健所の許可が出るまで延長 ・教育保育施設は登園自粛要請
12	感染	・当該職員は、保健所の許可が出るまで出勤停止 ・教育保育施設は保健所の濃厚接触者特定が終了するまで（施設内の消毒が必要と判断された場合は消毒が終了するまで）臨時休園

※基本的な対応方針のため、実際の登園自粛要請・臨時休園等に関しましては、おさまが在籍する施設にご確認ください。